

別表(第10条関係)

施設利用料

1 第1武道場及び第2武道場

区分			利用時間		午前	午後	夜間	全日	摘要
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで	
貸切りの場合	第1武道場	アマチュアスポーツに 利用する場合	全面	1,620円	2,160円	2,700円	5,940円	入場料その他 これに類する料 金を徴収する場 合は、規定利用 料の100分の 100を加算した 額とする。	
			1/2面	810円	1,080円	1,350円	2,970円		
		集会場に 利用する場合	全面	3,240円	5,400円	7,560円	16,200円		
			1/2面	1,620円	2,700円	3,780円	8,100円		
	第2武道場	アマチュアスポーツに 利用する場合	全面	1,620円	2,160円	2,700円	5,940円		
			1/2面	810円	1,080円	1,350円	2,970円		
		集会場に 利用する場合	全面	3,240円	5,400円	7,560円	16,200円		
			1/2面	1,620円	2,700円	3,780円	8,100円		
貸切りでない場合	第1・2武道場	大人		1回につき	162円			1回は、2時間 を限度とする。	
				1か月	972円				
			3か月	2,592円					
	中学生以下		1回につき	54円					
		1か月	324円						
		3か月	864円						

2 弓道場

区分			利用時間		午前	午後	夜間	全日	摘要
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	午前9時から 午後9時30分まで	
貸切りの場合	弓道場	アマチュアスポーツに 利用する場合	全面	1,080円	1,620円	2,160円	4,320円	入場料その他 これに類する料 金を徴収する場 合は、規定利用 料の100分の100 を加算した額と する。	
			1/2面	540円	810円	1,080円	2,160円		
		集会場に 利用する場合	全面	2,160円	3,780円	4,860円	10,800円		
			1/2面	1,080円	1,890円	2,430円	5,400円		
貸切りでない場合	弓道場	大人		1回につき	162円			1回は、2時間 を限度とする。	
				1か月	972円				
				3か月	2,592円				
		高校生以下		1回につき	54円				
	1か月		324円						
	3か月		864円						

備考

- 1 単位時間を超えた場合は、超過時間(1時間に満たない端数は、これを1時間とする。)につき規定利用料の1時間相当額を徴収する。この場合において当該1時間相当額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 市外の者が利用する場合の利用料は、規定利用料の100分の50に相当する額を加算した額とする。ただし、両毛広域都市市町村圏総合整備推進協議会を構成する市町村の住民については、この限りでない。